

松阪市おくやみハンドブックの無償提供者募集要領

戸籍住民課及び各地域振興局地域住民課の窓口で配布する「松阪市おくやみハンドブック」の無償提供者を募集します。

【1】 無償提供していただくもの

1. 冊子「おくやみハンドブック」

サイズ : A4版(縦297mm×横210mm)

頁数 : 36ページ(表紙・裏表紙含む)

行政情報 : 30ページ以内(主な内容:死亡に関する手続き案内・その他市政情報)

広告掲載 : 5ページ以内(裏表紙を除き、巻末の最終5ページ分を広告枠とする)

※行政情報ページ数は、内容、レイアウト等に応じて市と協議して決定すること。

部数 : 2,800部

紙質 : 上質紙90kg

配色 : 全フルカラー

校正回数 : 全体的な校正は最低2回以上

備考 : 「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」及び「松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要綱」を順守してください。

【2】 使用場所、配布方法、納品時期について

1. 使用場所

松阪市役所 本庁 戸籍住民課 各地域振興局 地域住民課(4カ所)

市のホームページへの掲載(PDFファイル)

2. 配布方法

死亡届受理後、埋火葬許可証を発行する際に同時に配布します。

死亡届を葬祭業者等が提出する場合も喪主に渡すよう依頼します。

3. 松阪市への提供期間(配布期間)

令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間、年1回毎の納品とし、冊子内容、

掲載する広告主及び広告内容、納品時期は1年毎に当市と協議して定める。

4. 納品時期について

納品時期は当市と協議して決定することとします。

【3】 応募方法

1. 応募資格

(1) 応募時に当市及び他の自治体において指名停止等の措置を受けていないこと。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 冊子の校正、納品について下記のスケジュール案を原則的に厳守し当市との打合せ、納品等に適切且つ遅滞なく対応することができること。

(※スケジュール案は協定締結時に微調整を行い、正式に決定を行います。また正当な理由なく遅滞した場合は次年度以降の応募資格を失うものとします。)

<スケジュール>

- ・ 協定締結：令和7年9月19日まで
- ・ 行政情報の30ページのデータ校正完了1回目（厳守）：令和7年10月31日まで
- ・ 行政情報の30ページのデータ校正完了2回目（厳守）：令和7年11月28日まで
（※同時並行で、表紙、手続きの流れ、持ち物の校正作業を行う）
- ・ 表紙、裏表面、手続きの流れ、持ち物ページの校了：令和7年12月18日
- ・ 広告データの納品（厳守）：令和7年12月18日まで
（※納品日を越えて、後から広告を増やすことはできません）
- ・ 広告審査会1回目：令和8年1月初旬
- ・ 広告審査会の指摘事項修正：審査会開催日から5営業日以内
- ・ 広告審査会2回目：令和8年2月初旬
- ・ 広告審査会の指摘事項修正：審査会開催日から5営業日以内
- ・ 校了（厳守）：令和8年2月28日まで
- ・ 納品日（厳守）：令和8年3月27日まで

2. 応募書類及び部数（最下部ダウンロードファイル参照）

- （1）松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する申込書（様式第1号）1部
- （2）松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する申立書 1部
- （3）企画書（書式自由） 2部
 - ・ 行政掲載部分に関すること（デザイン及び掲載内容の校正可否など）
 - ・ 広告掲載部分に関すること（独自のサービスなど）
 - ・ その他
- （4）おくやみハンドブックの見本（色、材質、デザインがイメージできるもの） 2部
- （5）法人登記簿謄本（個人事業者の方は身分証明書） 原本1部
- （6）会社概要（パンフレット等） 1部
- （7）他自治体への納入実績 1部

<注意> 提出いただく書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

3. 応募締切及び提出先・提出方法

- （1）応募期限：令和7年8月22日（金）午後5時（必着）
- （2）提出先：〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所戸籍住民課
- （3）提出方法：郵送又は持参

<注意> 持参の場合は、募集期間中の開庁日、午前8時30分から午後5時とします。

締切日を過ぎて到着したものは失格とさせていただきます。

4. 注意事項

製作上の遵守事項及び問題発生時の対応等につきましては別紙の「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」及び「松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要綱」を参照のうえご応募ください。

【4】 選定について

「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」及び「松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要綱」の規定を遵守しているか等を審査のうえ適合している応募者のなかから、企画内容・デザイン・実績等を総合的に審査し決定します。

＜注意＞審査の経緯は公表しません。また審査結果に対する異議申し立ては受付いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

松阪市役所 戸籍住民課 おくやみコーナー

電話 0598-53-4481

E-mail koseki.div@city.matsusaka.mie.jp